

鉛・PCB等有害物質対策はお済みですか

基安労発0530第2号/基安化発0530第2号
平成26年5月30日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について

〈抜粋〉

標記に関して、一般に錆止め等の目的で鉛を数十％から十数％程度含有したり、クロムを含有する塗料が塗布された橋梁等建設物があり、また、業界の自主的な取組により鉛含有塗料の流通は少なくなっているものの、現在でも多くの建設物に塗布されています。これら鉛等有害物を含有する建築物の塗料の剥離やかき落とし作業（以下「剥離等作業」という。）を行う場合には、塗料における鉛等有害物の使用状況を適切に把握した上で、鉛中毒予防規則等関係法令を順守することはもとより、状況に応じた適切なばく露防止対策を講じる必要があります。また、これらの業務を発注する者は、鉛等有害物を含有する塗料の使用状況に係る情報を施工業者に提示し、必要なばく露防止対策を講じさせることが望まれます。

（塗料の剥離等作業を発注する者について）

- 1 橋梁等建設物に塗布された塗料の剥離等作業を発注する者は、塗布されている塗料中の鉛やクロム等の有害な化学物質の有無について把握している情報を施工者に伝えるほか、塗料中の有害物の調査やばく露防止対策について必要な経費等の配慮を行うこと。

（塗料の剥離等作業を請け負う事業者について）

- 2 労働安全衛生法等関係法令に基づく対策の必要性を確認するため、橋梁等建設物に塗布された塗料の剥離等作業を請け負う事業者は、発注者に問い合わせる等して、当該塗料の成分を把握すること。
- 3 2により、当該塗料の成分について鉛等の有害物が確認された場合は、当該塗料の剥離等作業を行う事業者は、鉛中毒予防規則等関係法令に従い、湿式による作業の実施、作業主任者の選任と適切な作業指揮の実施、有効な保護具の着用等を実施すること。
- 4 鉛等有害物を含有する塗料の剥離等作業を、近隣環境への配慮のために隔離措置された作業場や屋内等の狭隘で閉鎖された作業場（以下「隔離区域等内作業場」という。）で作業を行う場合は、当該区域内の鉛等有害物の粉じんの濃度は極めて高濃度になるため、次の措置を行うこと。
 - (1) 剥離等作業は必ず湿潤化して行うこと。湿潤化が著しく困難な場合は、当該作業環境内で湿潤化した場合と同等程度の粉じん濃度まで低減させる方策を講じた上で作業を実施すること。
 - (2) 隔離区域等内作業場に粉じんを集じんするため適切な除じん機能を有する集じん排気装置を設けること。この際、集じん排気装置の排気口は外部に設けること。また、集じん排気装置は作業場の空間に応じて十分な排気量を有するものとする。
 - (3) 隔離区域等内作業場より粉じんを外部に持ち出さないよう洗身や作業衣等の洗浄等を徹底すること。
 - (4) 隔離区域等内作業場については、関係者以外の立ち入りを禁じ、区域内で作業や監視を行う労働者については、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクを着用させること。なお、電動ファン付き呼吸用保護具については、フィルターを適切な期間ごとに交換するなど適切に管理して使用させること。
 - (5) 呼吸用保護具については、隔離区域等内作業場より離れる都度、付着した粉じんを十分に拭い、隔離区域等内作業場とは離れた汚染されていない場所に保管すること。
 - (6) 隔離区域等内作業場の粉じんを運搬し、又は貯蔵するときは、当該粉じんが発散するおそれがないよう堅固な容器を使用し、又は確実な包装をすること。また、それらの保管については、一定の場所を定めておくこと。
- 5 鉛業務に常時従事する労働者に対し、法令に基づき鉛健康診断を行うとともに、鉛中毒の症状を訴える者に速やかに医師の診断を受けさせるようにすること。また鉛中毒にかかっている者及び健康診断の結果鉛業務に従事することが適当でないと認める者に対しては、労働安全衛生法第66条の5に基づき、医師等の意見を勧告して、鉛業務に従事させない等の適切な措置を講じること。

(前頁より)

5. 問合せについて

調査にあたり、PCB含有塗料に関する照会、その他の問合せ等は、環境省ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室宛問合せをされたい。特に、PCB含有塗料に関しては、各塗料メーカーに直接連絡を行うことのないよう厳に留意されたい。

環循規発第1903283号/環循施発第1903281号
平成31年3月28日

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について
(通知)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下、「PCB廃棄物」という。)の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

低濃度PCB廃棄物については、主に廃重電機器等について、処理が進められてきたところであり、その廃重電機器等におけるPCB汚染物の該当性の判断については、これまで「重電機器等からの微量のPCBが検出された事案について」(環廃産発第040217005号)において通知した考え方に沿って、判断がなされてきたところである。

そうした中、昨今では塗膜くずを中心として多様な低濃度PCB汚染物の処理が進められてきており、低濃度PCB汚染物の該当性の判断基準について一部不明確であったことから、自治体の判断が分かれていることなどが課題となり、PCB廃棄物の適正な処理の推進において支障となってきた。

こうした背景を踏まえ、環境省では、「平成30年度低濃度PCB廃棄物の適正処理推進に関する検討会」及び「第26回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」において、これまで通知によって判断基準が明確化されてきた廃重電機器中に使用された絶縁油以外の低濃度PCB汚染物の該当性の判断基準について検討を行い、下記の通り基本的な考え方をとりまとめたので通知する。

記

1. PCB廃棄物の処理においては、処理物の判断基準の設定において考慮されているリスクの考え方が基礎となっているため、低濃度PCB汚染物の該当性判断基準の設定についてはこの考え方を踏襲し、別表のとおり原則として処理物の判断基準と同じ数値を低濃度PCB汚染物の該当性の判断基準とする。
2. 上記1.に加えて、例外的に、塗膜くずに代表されるようなPCBを含有する廃棄物であり、PCBを含む油が自由液(注)として明らかに存在していない場合については、PCBの含有濃度が0.5mg/kg以下となる場合は、低濃度PCB汚染物に該当しないものと判断するものとする。こうしたPCBを含む油が自由液として明らかに存在していない場合としては、塗膜くず、少量の低濃度PCB汚染油が染み込んだもの(紙くず、木くず又は繊維くず)等とする。
3. 既に当省より発出した「重電機器等からの微量のPCBが検出された事案について」(環廃産発第040217005号)において、低濃度PCB廃棄物の該当性判断基準が示されている廃重電機器については、従前通りの基準を適用する。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条の4第5号ル(9)において定める特定の工場又は事業場で排出される汚泥、廃酸又は廃アルカリについても、従前通りの運用とする。
4. 分析方法については、別表に提示したものとする。ただし、「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第3版)」(平成29年4月環境省)で示す方法については現時点では準用するものとし、一部、検出下限値の設定等について環境省で検討し、今後通知する。

注：PCBを含む油が染み込み又は付着した廃棄物から、PCBを含む油が染み出し又は脱離して、液体状態として確認できるもの。

以上

基安安発0328 第11号/基安労発0328 第3号/基安化発0328 第3号
平成31年3月28日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

平成31年度における建設業の安全衛生対策の推進について

15 化学物質による健康障害防止対策

- (1) 厚生労働省は、塗料等の掻き落とし作業について、鉛等有害物の有無等により工事に要する安全衛生経費・工期は大きく変わることから、発注者に対し、有害物の有無等に応じた必要な安全衛生経費の積算等、必要な対応を行うよう求める。なお、鉛、六価クロム、PCB等の有害物は上塗りから下塗りまでの塗膜に含有しうることも留意し、有害物の含有状況や作業内容に応じて適切にばく露防止対策を講じるよう周知・指導を行う。また、研磨材の吹き付け(ブラスト)や研磨材による手持ち式動力工具(ディスクサンダー)による鋼構造物の研磨等においては、塗膜中の有害物の有無にかかわらず、粉じん障害防止規則に基づき呼吸用保護具(送気マスク等)の使用等について指導等を行う。
- (2) 厚生労働省は、建設業においても、塗装など多くの化学物質を用いていることから、化学物質に係わるリスクアセスメント等を実施するよう周知・指導する。

ユーザー様・販売店様へのお願い

基発第0207006号(平成17年2月7日)防じんマスクの選択、使用等について

基発第0207007号(平成17年2月7日)防毒マスクの選択、使用等について

の第2製造者等が留意する事項には、次のことが書かれています。

- 1 防じん(防毒)マスクの販売に際し、事業者等に対し、防じん(防毒)マスクの選択、使用等に関する情報の提供及びその具体的な指導をすること。
- 2 防じん(防毒)マスクの選択、使用等について、不適切な状態を把握した場合には、これを是正するように、事業者等に対し、指導すること。

この基発に書かれている「製造者等」には、販売会社も含まれています。不適切な使用が把握できている場合は、適切な保護具を紹介する必要があります。

本カタログは下記規則・通達に基づいて作成しております。

1. 鉛中毒予防規則
2. 特定化学物質障害予防規則
3. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年6月22日法律第65号)
4. PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策について(平成17年2月10日基発第0210005号)
別添「PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱」に講ずべき事項が策定されています。
5. 改正 廃棄物処理施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策(平成26年1月10日基発第0110第1号)
6. 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について
(平成26年5月30日基発第0530第2号)
7. 改正 石綿障害予防規則(平成26年6月1日基発第0423第6号)
8. 労働安全衛生規則第576条「有害原因の除去」